令和８年度 新型コロナ予防接種・インフルエンザ予防接種のご案内

聖ヨゼフ診療所

【１】はじめに…**定期予防接種**と**任意予防接種**について

▶**定期予防接種**は、予防接種法に基づき実施主体となる自治体が医療機関に委託して行う予防接種です。ワクチン接種の対象者、接種期間、接種費用などが定められており、接種費用は、全額あるいは一部が公費により助成されます。（助成額は自治体によって異なります。）
▶定期予防接種の対象に該当しない方は**任意予防接種**となり、接種費用は全額自己負担です。なお、接種費用などは医療機関によって異なります。

【２】新型コロナ予防接種

１．新型コロナ定期予防接種

<対 象 者> 静岡市に住民票がある、次の①又は②に該当する方
①接種日に満 65 歳以上の方
②接種日に満 60 歳以上 65 歳未満で、一定の基礎疾患を有する方（※）
※一定の基礎疾患を有する方（以下、【2】において**「ハイリスク者」**と言います。）とは？
いずれもその障害の程度が概ね身体障害者手帳１級に相当する方
・心臓やじん臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方
・ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
※身体障害者手帳の写し、「定期予防接種該当証明書」等を提出してください。

<接種期間> 令和８年 10 月１日～令和９年３月 31 日（任意予防接種も同じ）

<当院で使用するワクチン>（任意予防接種も同じ）
製品名：エムネクスパイク筋注シリンジ 12 歳以上用
製造販売業者：モデルナ社／田辺ファーマ社
販売開始：令和８年９月 17 日
用法及び用量：１回 0.2mL を筋肉内に注射
接種対象者：12 歳以上
接種回数：１回

<自己負担額>

「ハイリスク者」に該当しない満 65 歳以上の方	**11,780 円**
「ハイリスク者」に該当する満 60 歳以上の方	**3,250 円**
定期予防接種の対象者で次の①～③のいずれかに該当する方 ①生活保護受給世帯に属する方 ②市民税非課税世帯に属する方（世帯全員が非課税） ③中国残留邦人等支援法による支給給付を受給している方 ⇒証明書類を窓口で提示してください。 <証明書類の例> ①生活保護証明書など ②介護保険料特別徴収開始通知書または納入通知書、世帯で一番収入の多い方の課税証明書など ③本人確認証 ※詳しくは、静岡市のホームページをご覧ください。	**なし**

2．上記の定期予防接種の対象以外の方＜任意予防接種＞

＜自己負担額＞　15,600 円



新型コロナ予防接種は、定期予防接種、任意予防接種ともに申し込み受付の都度、申し込みをされた方のワクチンを発注します。ワクチン接種について十分に検討された上で、お申し込みください。

【3】インフルエンザ予防接種

1．インフルエンザ定期予防接種

＜対 象 者＞静岡市に住民票がある、次の①又は②に該当する方

①接種日に満 65 歳以上の方

②接種日に満 60 歳以上 65 歳未満で、一定の基礎疾患を有する方（※）

※一定の基礎疾患を有する方とは？

いずれもその障害の程度が概ね身体障害者手帳 1 級に相当する方

・心臓やじん臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方

・ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

※身体障害者手帳の写し、「定期予防接種該当証明書」等を提出してください。

＜接種期間＞令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 1 月 29 日

＜接種回数＞1 回

＜自己負担額＞1,650 円

定期予防接種の対象者で次の①～③のいずれかに該当する方……**なし**

①生活保護受給世帯に属する方

②市民税非課税世帯に属する方（世帯全員が非課税）

③中国残留邦人等支援法による支給給付を受給している方

⇒証明書類を窓口で提示してください。

＜証明書類の例＞

①生活保護証明書など

②介護保険料特別徴収開始通知書または納入通知書、世帯で一番収入の多い方の課税証明書など

③本人確認証

※詳しくは、静岡市のホームページをご覧ください。

2．上記の定期予防接種の対象以外の方＜任意予防接種＞

＜対 象 者＞当院では、概ね 3 歳以上の方を対象とします。

＜接種期間＞令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 1 月 29 日

＜接種回数＞ 1 回（13 歳未満のお子様は、 2～4 週間空けて 2 回の接種が必要です。）

＜自己負担額＞4,000 円（13 歳未満のお子様の 2 回目の接種料金：3,000 円）